

令和7年度
港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会
総会資料

【添付資料】

・港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会規約

【受付で配布】

・令和7年度港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 会員名簿（該当地区）

港北区では、令和6年度も自治会町内会の住民組織や交通安全協会等の交通安全関係団体と警察署・区役所等が連携して、区民総ぐるみで様々な活動を実践してきました。

区内の事故状況をみると、事故発生件数及び負傷者数は前年と比べ減少しましたが、死者数は2名となり増加しました。また、子どもと二輪車の事故件数も昨年同様増加しており、これらを減少させることが引き続き課題となります。

(11～12 ページ参照)

交通事故を減らすために、交通安全関係団体及び地域が連携し「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現に向け、今後も事故防止対策を進めていきます。

令和6年度 港北区交通安全宣言

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

一、子どもやお年寄り、障がい者を交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。

一、子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。

一、人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。

一、車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用を徹底します。

一、被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守り、自転車損害賠償責任保険等の加入及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知啓発を推進します。

一、高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【横浜市交通安全運動実施計画 重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【横浜市交通安全運動実施計画 活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 2 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

- 3 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 踏切道における交通事故防止
- 6 暴走族の追放
- 7 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

1 各季の運動・強化月間

(1) 春の全国交通安全運動

(期間 4月6日～4月15日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

4月5日、春の全国交通安全運動に先駆け、新横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し、反射材等の啓発物品を配布しながら交通事故防止を呼びかけました。(参加者53名・啓発400名)



(2) 交通事故死ゼロを目指す日

(4月10日・9月30日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

4月10日に新羽駅から新羽丘陵公園までを歩きながら、交通ルールの再確認を行いました。(参加者17名)

9月25日、港北公会堂で座学による交通安全教室を実施後、実際に道路を歩き交通事故防止の基礎的知識の確認を行いました。(参加者16名)



(3) 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

(期間5月1日～5月31日)

5月15日、アピタ横浜綱島店の出入口付近にて、自転車利用者に対し啓発物品を配布し自転車の事故防止を呼びかけました。

(参加者30名・啓発50名)

(4) 二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間（期間 6 月 1 日～6 月 30 日）

6 月 10 日、横浜テクノロジーセンター（綱島アップル研究所）付近にて二輪車のブレーキランプの点灯など簡単な点検を実施したあと、事故防止のチラシを配布しました。

（参加者 13 名・啓発 50 名）

8 月 19 日、バイクの日キャンペーンとして横浜テクノロジーセンターで二輪車に対して事故防止の啓発を行いました。

（参加者 9 名・啓発 20 名）



(5) 夏の交通事故防止運動

（期間 7 月 11 日～7 月 20 日）

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

7 月 11 日、日吉駅にて地元の自治会町内会や交通安全関係団体、東急日吉駅職員も参加し、日吉駅前商店街側と大学側に別れ啓発物品を配布しながら交通事故防止を呼びかけました。（参加者 54 名・啓発 400 名）



(6) 秋の全国交通安全運動

（期間 9 月 21 日～9 月 30 日）

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

9 月 21 日、トレッサ横浜でTBSアナウンサーの篠原梨菜さんを一日警察署長に迎え、交通安全キャンペーンを実施しました。また、県警音楽隊の演奏のあとチラシを配布し、交通安全の啓発を実施しました。（参加者 60 名・啓発 600 名）

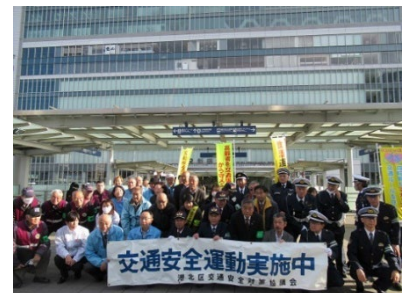


(7) 飲酒運転根絶強化月間（期間 12 月 1 日～12 月 31 日）及び年末の交通事故防止運動（期間 12 月 11 日～12 月 20 日）

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

12 月 11 日、年末の交通事故防止運動の初日に、新横浜駅前で広報活動及び啓発物品の配布をしました。

（参加者 52 名・啓発 300 名）



2 高齢者の交通安全教育

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動

5月31日、港北区役所会議室にて港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会総会を開催し、会員129名中49名が出席、42名から委任状を提出いただき、過半数をもって可決されました。



(2) シルバードライビングスクール

12月16日に菊名ドライビングスクールにおいて、シルバードライビングスクールを実施しました。65歳以上の現役ドライバーが参加し、教習所指導員から車の点検要領や高齢運転者の注意点等の指導を受けました。講習会の最後には修了証を授与し、安全運転を呼びかけました。

(参加者 11 名)



(3) 交通安全シルバーリーダー養成研修会

道路局主催の養成研修会は、11月6日に横浜市開港記念会館で開催され、港北区からは21名が参加し研修を修了しました。受講後は、交通安全シルバーリーダー（高齢者交通安全指導者）として登録され、地域の交通安全活動への参加等、御協力をいただきます。



(4) 交通安全シルバーウォークラリー(再掲)

警察署と交通指導員の協力を得て、交通安全シルバーリーダー連絡協議会や老人クラブ等の会員を中心に、歩行中の安全確認指導及び交通安全の基礎的な知識の確認を行いました。

4月10日 新羽駅から新羽丘陵公園まで(17名参加)

9月25日 座学後、港北区役所から大倉山公園まで(16名参加)

(5) 「高齢者交通安全の日」(港北警察署主催)

毎月15日の「高齢者交通安全の日」に合わせて、警察署が中心となり、通学路や主要交差点において、民間ボランティアと連携した横断歩行者保護活動を実施しました。また区内の高齢者が多く集う施設等で啓発活動を実施しました。

実施日	実施場所	対象	参加者数
6月24日	高田天満宮	高田町内会員	約50名
10月22日	日吉神社	地域住民	約20名

3 交通安全諸活動の推進

(1) 港北区 安全・安心のつどい

12月6日、港北公会堂で「港北区安全・安心のつどい」を開催しました。
交通安全功労者、ポスターコンクール入賞者、防犯功労者の表彰などのほか、
タレントの田代沙織さんによる「交通安全・防犯落語」を実施しました。

令和6年度港北区交通安全功労者 ＊敬称略

	氏名	推薦地区
1	永山 完治	日吉地区連合町内会
2	高杉 彪	綱島地区連合自治会
3	横溝 和宏	樽町連合町内会
4	飯島 勉	大倉山地区連合町会
5	高田 豊秀	城郷地区連合町内会
6	磯部 秀夫	新羽町連合町内会
7	讃井 真人	交通安全協会
8	大曽根自治連合会	大曽根自治連合会
9	大豆戸町内会	菊名地区連合町内会
10	師岡仲町内会	師岡地区連合町内会
11	学校法人 桂幼稚園	高田町連合町内会



令和6年 各区の事故発生状況

区	発生件数 (単位:件)			死者数 (単位:人)			負傷者数 (単位:人)		
	R6	R5	前年比	R6	R5	前年比	R6	R5	前年比
鶴見	523	626	-103	5	4	1	592	712	-120
神奈川	377	329	48	0	2	-2	433	383	50
西	275	261	14	2	2	0	312	294	18
中	504	475	29	8	4	4	572	568	4
南	396	391	5	2	1	1	446	423	23
港南	411	499	-88	0	2	-2	479	607	-128
保土ヶ谷	395	345	50	4	4	0	437	398	39
旭	519	482	37	4	1	3	580	529	51
磯子	230	290	-60	0	6	-6	275	344	-69
金沢	403	537	-134	4	4	0	465	626	-161
港北	570	657	-87	2	0	2	655	768	-113
緑	452	446	6	2	2	0	504	500	4
青葉	561	600	-39	1	0	1	666	707	-41
都筑	423	421	2	1	2	-1	505	494	11
戸塚	515	540	-25	2	2	0	575	624	-49
栄	119	171	-52	1	0	1	136	211	-75
泉	327	326	1	1	0	1	377	360	17
瀬谷	263	307	-44	1	4	-3	312	361	-49
合計	7,263	7,703	-440	40	40	0	8,321	8,909	-588

区内の各種事故件数

歩行者		子ども		高齢者		自転車		二輪車	
R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
144	137	57	50	152	188	156	174	173	152

区内の交通事故件数等の推移

年	交通事故件数 (件)	死亡者数(人)	負傷者数(人)
令和6年	570	2	655
令和5年	657	0	768
令和4年	512	2	559
令和3年	518	1	588
令和2年	526	5	572
令和元年	593	3	685

●啓発用チラシの一部



令和7年度 事業計画（案）

議案3

令和7年度は、昨年度と同様に「横浜市交通安全運動実施計画」のとおり「安全は心と時間のゆとりから」をスローガンに、以下の事業を実施します。

【重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 2 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底
- 3 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 踏切道における交通事故防止
- 6 暴走族の追放
- 7 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

各関係機関・団体と連携し、死傷者「ゼロ」を目標に「港北区交通安全宣言(案)」を定め、「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現を目指します。

港北区交通安全宣言（案）

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

- 一、 子どもやお年寄り、障がい者を交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。
- 一、 子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。
- 一、 人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。
- 一、 車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用に徹底します。
- 一、 被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守り、自転車損害賠償責任保険等の加入及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知啓発を推進します。
- 一、 高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【事業計画】

1 各季の運動・強化月間

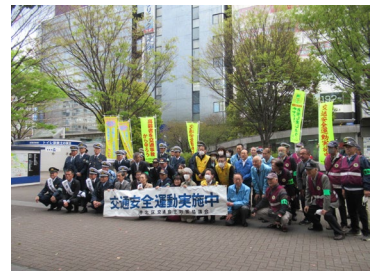
各季の運動や強化月間の趣旨に合わせたキャンペーンを実施していきます。また、ポスター掲示やチラシの配架、ホームページ及びX等の利用も併せ、周知・啓発の徹底を図ります。

- | | | |
|-----------------------------|----|-----------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 期間 | 4月 6日～4月 15日 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | | 4月 10日 |
| (2) 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 | 期間 | 5月 1日～5月 31日 |
| (3) 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 | 期間 | 6月 1日～6月 30日 |
| (4) 夏の交通事故防止運動 | 期間 | 7月 11日～7月 20日 |
| (5) 秋の全国交通安全運動 | 期間 | 9月 21日～9月 30日 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | | 9月 30日 |
| (6) 首都圏放置自転車・クリーンキャンペーン | 期間 | 10月 1日～10月 31日 |
| (7) 年末の交通事故防止運動 | 期間 | 12月 11日～12月 20日 |

春の全国交通安全運動キャンペーン

4月4日、春の全国交通安全運動に先駆け、新横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し、交通事故防止を呼びかけました。

(参加者61名・啓発400名)



2 高齢者の交通安全教育の実施

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動促進、養成

交通安全シルバーリーダー連絡協議会の活動の促進を図るとともに、講話や交通安全啓発のDVD上映などを行います。

⇒横浜市公式チャンネル (You Tube) 「高齢者向け交通安全落語」

(2) 高齢者交通安全教室

交通安全シルバーリーダーや老人クラブの方を中心に、年1回以上の開催を目標に実施します。

(3) 参加体験型交通安全教室の実施

「高齢者ウォークラリー」や「シルバードライビングスクール」などの参加体験型の交通安全教育を採り入れ、交通ルール等の再確認を行います。

高齢者ウォークラリー

4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、新羽駅から新羽丘陵公園まで高齢者ウォークラリーを実施し、交通ルールの再確認をしました。（参加者21名）



（4） 高齢者向け交通安全教育動画の活用

高齢者向けに作成した「交通安全落語動画」を老人クラブや町内会において活用し、交通ルール等の再確認を行います。

（5） 運転者講習会の開催

ドライバーの交通安全意識の高揚を図ることを目的に開催します。菊名ドライビングスクール等でシルバードライビングスクールを実施します。

3 交通安全諸活動の推進

（1） 港北区 安全・安心のつどいの開催

交通安全運動の活性化と犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、「港北区 安全・安心のつどい」を開催し、区民全員一丸となって交通安全を推進していくことを確認します。令和7年度は12月3日に港北公会堂で開催する予定です。

（2） 運転免許自主返納にむけた啓発活動

東急バスや市営バスの御協力により、自主返納を呼びかける車内アナウンスを実施し、高齢ドライバーはもとより御家族にも啓発します。

また、高齢者の交通事故防止対策の一環として、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違え急発進抑制措置」を搭載するセーフティ・サポートカーについても周知します。

（3） 自転車及び電動キックボード利用者に対するヘルメット着用等の啓発活動

自転車利用者のヘルメット着用や夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止等、自転車安全利用五則の啓発を、様々なイベントの機会を利用し広く周知を行います。

また、「特定小型原動機付自転車」に分類される電動キックボードの利用についての正しい交通ルールやマナーを、引き続き啓発していきます。

（4） 区内企業のイベントと連携した交通安全啓発の実施

昨年度同様、区内企業が実施する人が大勢集まるイベントの機会を利用し、交通安全教室や動画の上映等、交通安全啓発を実施します。

港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、交通事故がない社会を理想として、区内在住高齢者の自主的な交通安全活動の実践を促進し、高齢者の交通安全意識を高揚することにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 老人クラブ等における交通安全に関する広報、啓発活動
- (2) 市、区等の交通安全活動への参加、協力

(構 成)

第4条 本協議会は、横浜市等が行う交通安全シルバーリーダー研修会を受講し、終了した者（高齢者交通安全指導者、通称「交通安全シルバーリーダー」）などで構成される。

(役 員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、会議の開催に当たっては議長の職を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、第11条の事項を審議する。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長及び理事は総会で選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第10条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は次の案件を審議する。

- (1) 規約の改正
 - (2) 事業報告及び計画
 - (3) その他総会の議決を要する事項
- (理事会)

第11条 理事会は、第5条で定めた役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき開催する。

2 理事会は、次の案件を審議する。

- (1) 総会で審議する事項
 - (2) 総会の議決により委任された事項
 - (3) 本協議会の運営に必要な事項
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項
- (事務局)

第12条 本協議会の事務局は、港北区役所地域振興課に置く。

(補 則)

第13条 この規約に定めるものの外、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規約は、昭和63年2月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成5年7月1日から施行する